

高石市教育委員会定例会会議録

(令和8年3月定例会)

開会及び閉会の年月日時

| | |
|-----|-------------------|
| 開 会 | 令和8年3月11日 午後5時05分 |
| 閉 会 | 令和8年3月11日 午後5時50分 |

会議に出席した者の職及び氏名

| | |
|-------|--|
| 委 員 | 教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵 |
| 事務局職員 | 参与併教育部理事 : 山 本 富 之 教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 沼 守 政 光 教 育 部 次 長 : 石 栗 雅 彦 教 育 部 次 長 : 山 崎 陽 子 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 吉 村 智 博 学 校 教 育 課 長 : 菅 原 庸 晴 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 : 船 富 学 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 黒 井 将 典 学 校 教 育 課 長 代 理 : 山 川 喜 三 こ ども 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公 |

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 令和8年度教育基本方針について

| | |
|--------|---|
| 学校教育課長 | <p>議案第1号「令和8年度教育基本方針について」説明します。</p> <p>この教育基本方針は、学校教育課、社会教育課、教育総務課の三課にわたりますので、それぞれの課ごとに説明します。</p> <p>内容については、事前に教育委員の皆様にご覧いただき、意見をいただいたものを反映しています。</p> <p>学校教育課より主な変更点について、説明します。</p> <p>変更は、多岐にわたりますので、主な点についてのみ説明します。</p> <p>まず、1ページ目の「基本方針」の4行目から8行目、13行目から20行目、2ページの15行目から17行目にかけて、令和7年9月に中央教育審議会より次期学習指導要領に向けた論点整理が公表されたことを受け、「次期学習指導要領の方向性」「働き方改革の推進」</p> |
|--------|---|

について、加除筆しています。

6 ページからの「1. 信頼と責任のある学校づくり」においては、7 ページの3 行目から4 行目にかけて、高石市三宅みらい教育基金を活用して、各校が特色ある学校づくりの推進を図るための「校長経営マネジメント支援補助金」の内容を加筆しています。

10 ページの「2. 中学校区を単位とする連携教育の推進」については、変更点はありません。

11 ページからの「3. 教職員の資質と指導力の向上」においては、2 行目から3 行目にかけて、社会の変化として、「生成AI等新たな技術が広く普及していく」ことを加筆しています。13 ページでは、6 行目から9 行目にかけて、学校全体で取り組む不祥事防止として、「同僚性を高める」「教職員一人ひとりの意識改革」「相談体制の充実」等の内容を加筆しています。14 ページでは、17 行目から20 行目にかけて、令和7年6月末に大きく報道された教員による盗撮画像をSNSで共有していたという他府県で生じた不祥事を受けて、校内での盗撮防止を図る環境整備についての内容を加筆しています。

また、16 ページの22 行目から17 ページの2 行目にかけては、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づいた「三六協定」の締結及び「労働安全衛生体制」を築くことについて加筆しています。

18 ページからの「4. 学力の向上」においては、5 行目から6 行目と15 行目から16 行目、また、22 ページの4 行目から6 行目にかけて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関する内容を、21 ページの3 行目から5 行目にかけては、「体験的な学習活動」の充実に関する内容を加筆しています。また、同ページ17 行目から18 行目及び25 ページの1 行目に記載していた「TAKAISHI スタイル」に「第2期：令和8年4月策定）」を加筆しています。

24 ページの3 行目から4 行目と9 行目、さらに19 行目から20 行目にかけては、読書活動の推進を含めた「言語能力」をはぐくむ指導の工夫についての内容を加除筆しています。

25 ページでは、ICTの活用に関連して、17 行目から19 行目にかけて、ICT機器の長時間使用に係る健康への影響の留意点について、22 行目から24 行目にかけては、「情報活用能力」をはぐくむ指導の工夫の内容について、加筆しています。また、26 ページの13 行目から16 行目にかけて、28 ページの2 行目から8 行目にかけて、各教科等と探究的な学習との関連を図ることについての内容を加筆しています。

30 ページからの「5. 人権教育・道徳教育の充実」においては、32 ページの22 行目から24 行目にかけて、特別の教育課程による日本語指導における個別の指導計画を作成する際、ことばの発達の習得のものさし「ことばの力のものさし」の活用を図ることについての内容を加筆しています。

39 ページからの「6. 支援教育の充実」については、大きな変更点はありません。

44 ページからの「7. 生徒指導の充実」においては、45 ページの7 行目及び49 ページの4 行目から6 行目にかけて、令和6年8月に国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことをうけ、令和8年5月に「高石市いじめ防止基本方針」を改訂予定である内容を加筆しています。45 ページの13 行目から16 行目及び52 ページの10 行目から19 行目にかけては、「校内教育支援ルーム」の活用及び「府不登校支援センター」「フリースクール等の民間団

| | |
|---------------|---|
| | <p>体」との連携についての内容を加筆しています。54ページの15行目から20行目にかけては、SNSや無料通話アプリを介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、インターネットやスマートフォン等の依存に対する正しい知識の普及、予防を含めた情報モラル教育の充実に係る内容を加除筆しています。また、56ページの5行目から7行目にかけて、「SOSの出し方に関する教育」の実施に係る内容を加筆しています。</p> <p>58ページからの「8. 健康教育・安全教育の推進」においては、61ページの6行目から10行目にかけて、近視を予防するためのスマートフォンやタブレット等使用時の注意点について加筆しています。</p> <p>また、63ページの2行目から3行目にかけて、令和8年4月から適用される交通反則通告制度について加筆しています。</p> <p>学校教育課の主な変更点の説明は以上となります。</p> |
| 次長兼 社会教育課長 | <p>続いて、社会教育課から説明します。</p> <p>73ページからの社会教育関連については、概ね、令和7年度の教育基本方針に記載した事業を継続していく内容としており、大きな変更点はありません。</p> <p>なお、記載内容の文言整理を行っています。</p> |
| 教育総務課長 | <p>続いて、教育総務課から説明します。</p> <p>教育総務課所管の部分については、変更点はありません。</p> |
| 吉村文一委員 | <p>自転車交通反則制度が改定されて厳しくなります。低学年の子どもの自転車は非常に危険だと思いますので、適切に指導をしてほしいと思います。</p> |
| 山本教育長 | <p>高石警察に来ていただいていた交通安全教室は、ありますか。</p> |
| 学校教育課長 | <p>高石警察の方が土木管理課と連携し、小学校3年生、中学校1年生に対して、交通安全教室を毎年全校で実施しています。そのような中で、低学年の子どもたちにどういった指導ができるのか、土木管理課と連携して取組んでいきたいと思います。</p> |
| 佐野慶子委員 | <p>学習指導要領におけるウェルビーイングは、細かく文章化されているので、現場の先生方は、是非読んでいただいて、子どもたちによりよい教育、また、自己肯定感が高まるよう教育委員会も指導していただけたらと思います。</p> |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第2号 高石市奨学金貸付規則の一部を改正する規則の制定について

| | |
|--------|---|
| 学校教育課長 | <p>議案第2号「高石市奨学金貸付規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本案は、令和8年第1回市議会定例会において、高石市奨学基金条例を廃止する条例制定の議決をいただいたことに伴い、高石市奨学金貸付規則第1条を改正するものです。</p> <p>改正内容については、同規則第1条の高石市奨学基金条例という文言を奨学金の貸付の主旨目的に沿った文言に改正するものです。</p> <p>なお、奨学金の貸付事業については、奨学基金の全額を高石っ子基金に移動させ、高石っ子基金の一部を活用して継続します。</p> |
| 西村陽子委員 | <p>この貸付金については、形を変えて継続して実施するとのことですが、どのくらいの需要がありますか。</p> |
| 学校教育課長 | <p>年々貸付者は減っています。令和6年度は5名、令和7年度は8名の方に貸し付けしています。</p> |
| 西村陽子委員 | <p>貸付者は、少ないですが、そのおかげで就学できた人がいると思います。貸付をすれば返してもらわなければなりません。</p> |

| | |
|--------|---|
| | 本当にそういう必要性があるのであれば、給付という方向性も検討していただければと思います。 |
| 学校教育課長 | 今、貸付という形ではありますが、その貸付についても、所得制限を設けていますが、その所得制限をどうするのか、また、委員の意見にありました給付型等を他市の実施状況等も研究しながら、様々な奨学に係わる支援方を検討していきたいと考えています。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 3 号 たかいし学校創生基本構想検討協議会設置要綱及びたかいし学校創生基本構想検討協議会傍聴要綱の制定について

| | |
|-------|---|
| 教育部次長 | 議案第 3 号「たかいし学校創生基本構想検討協議会設置要綱及びたかいし学校創生基本構想検討協議会傍聴要綱の制定について」説明します。 本案は、来年度より「たかいし学校創生基本構想」の策定にあたり、有識者、学校関係者、保護者代表で構成する検討の場を設けるため、本要綱を策定しています。 なお、委員の委嘱については、改めて提案させていただきます。 |
| 山本教育長 | 委員の委嘱については、年度替わりの人事異動、各組織の動向をみたうえでという理解でいいですか。 |
| 教育部次長 | 今、ご指摘のあったとおり、委員の委嘱については、進めているところですが、特に学校関係者、保護者の代表の方については、人事異動、会長の交替等がありますので、年度改めて提案したいと考えています。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 4 号 高石市スポーツ推進委員の委嘱について

| | |
|---------------|--|
| 次長兼 社会教育課長 | 議案第 4 号「高石市スポーツ推進委員の委嘱について」説明します。 本案は、委員の任期満了に伴い、スポーツ基本法第 32 条及び高石市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、10 ページの委嘱候補者名簿のとおり高石市スポーツ推進委員の委嘱をするもので、4 名すべて再任となっています。 なお、任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっています。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 5 号 学校における食物アレルギー対応ガイドラインの策定について

| | |
|--------|---|
| 教育総務課長 | 議案第 5 号「学校における食物アレルギー対応ガイドラインの策定について」説明します。 まず、今般の提案にいたるまでの、経過について説明します。 「高石市食物アレルギー対応委員会設置要綱」に基づき、本年 1 月 22 日に第 1 回アレルギー対応委員会を開催、2 月 26 日に第 2 回アレルギー対応委員会を開催し、第 1 回アレルギー対応委員会において各委員からいただいた意見を反映し、修正を加えました「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」について、全会一致での委員のご了承を賜りましたので、本教育委員定例会において、お諮りをさせていただくものです。 なお、今回、本定例会で議決いただいた後、本市ホームページの掲 |
|--------|---|

載及び児童生徒の保護者への周知をしていきたいと考えています。

運用時期については、保護者への丁寧な説明など、1年間の準備期間を設け、令和9年4月からの運用開始したいと考えています。

それでは、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン概要版」を参照のうえ、本編の内容について、説明します。

1ページの基本方針は、3つの柱としており、1つ目は、「食物アレルギーを有する児童生徒の正確な情報の把握と共有」で、保護者、学校、医療機関が連携し、正しい情報を共有します。

2つ目は、「学校全体で行う日常の取組と事故予防」で、何より安全性を最優先し、無理の無い対応計画をたてます。

3つ目は、「緊急時対応」で、万が一症状が出た際にためらわず動ける体制を作ります。

次に、2ページから3ページの「高石市学校給食における食物アレルギー対応」においては、事故防止を最優先するため、「二者択一の原則」を導入とします。これは、原因となる食材を完全に除去するか、あるいは、通常どおり提供するかのどちらかとし、中途半端な対応はしないこととします。

具体的な例としては、1つ目は、卵・乳を除去した「除去食対応」、2つ目は、一部のおかずを持参していただく「一部持参食対応」、3つ目は、給食を停止し、弁当を持参する「完全持参食対応」です。

次に、4ページの「食物アレルギーの対応手順」の基本的な考え方は、1つ目が食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同等の教育活動を行う。2つ目は、組織で対応し、学校全体で取り組むものとする。3つ目は、学校生活管理指導表に基づき対応を決定する。4つ目は、学校・保護者・主治医・学校医が連携する。これらが対応手順の基本的な考え方です。

次に、5ページの「取組の流れ【概要】」においては、今後、各学校ごとに食物アレルギー対応委員会を設置し、その委員会において、日常の取組、緊急時対応、その対応についての評価と見直しを行うとしています。

次に、6ページから13ページの「食物アレルギー対応委員会」においては、先程説明したように各学校で対応委員会を設置していただくことになり、委員長として、校長を責任者に、また、教頭、首席等、保健主事、関係学級担任、学年主任、養護教諭、給食主任、栄養教諭がそれぞれの役割に基づき、委員として対応委員会を設置することとしています。

各委員の主な役割として、校長は、全体的な把握をした対応の責任者、教頭・首席等は、同様に全体把握と緊急時対応、保健主事は、同様に全体把握と委員会開催調整、関係学級担任等は、学校生活全般や緊急時対応、主な役割を明記しており、これに基づき、対応していただくこととなります。

次に、委員会の開催時期と誰が何をするのかについては、開催時期としては、「毎年度当初」「食物アレルギーを有する児童生徒の転入・編入時」「病状変更時」「食を扱う活動、宿泊等校外活動計画時」「事故及びヒヤリハット発生時」となります。

誰がとしては、「管理職が開催を指示」「協議内容によって、委員を選定」「全体把握をする者（管理職・主幹教諭等・保健主事）」「活動を運営する者（担任・担当者等）、緊急時対応をする者（養護教諭）は原則参加」となります。

何をするのかについては、「食物アレルギーを有する児童生徒数及びその内容」「給食での対応を必要とする児童生徒数及びその内容」「食物、食材を扱い授業、活動、宿泊等の校外活動の内容」「年間計画の作成と運営、校内研修の計画と運営」です。

次に、14 ページから 22 ページの「日常の取組」においては、各活動における取組は、食物アレルギー対応委員会を中心として、組織的に行うものとしています。まず、「給食」については、安全性を最優先に、食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する。原因食物の完全除去対応を原則とする。学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な対応は行わない。家庭で食べていないものを、学校で初めて食べることは避ける。「食を扱う活動」では、家庭科（調理実習）では、事前の調査、食材の選定、調理開始時、喫食前など、それぞれの場面で複数の教職員によるダブルチェックを行う。宿泊等の校外活動では、普段の学校生活よりも事故発生の危険性が高まるため、食物アレルギーを有する児童生徒の行動把握が求められる。「その他の活動」では、食物依存性運動誘発アナフィラキシーの往歴がある児童生徒については、食後の運動の有無に関わらず、学校生活においては、原因食物を摂取しないこととしています。

次に、23 ページの「緊急時対応」においては、日頃の準備で連絡先の確認として、保護者や医療機関など、緊急時に連絡すべき連絡先を全教職員が閲覧できる状態で管理することとしています。

搬送先の確認として、事前に主治医等から主治医のいる医療機関への搬送を指示されている場合は、搬送時の連絡の際に必要な情報提供ができるよう事前に確認しておく。情報提供カードの準備として、事前に作成しておき、搬送時救急隊に提示する。薬品管理として、緊急薬やエピペンを所持している場合は、使用方法や保管場所等を全教職員で共通理解しておく。緊急時の主な役割の把握として、23 ページの表の役割について、全教職員が事前に把握しておくこととしています。

役割分担としては、校長（到着までは第一発見者）は、管理・監督者（リーダー）で主な役割は、指示、判断（救急車要請等）、エピペンの使用または介助、心肺蘇生や A E D の使用、教育委員会への報告です。養護教諭・学級担任等は、症状の観察、緊急性の判断、当該児童生徒への声かけ、投薬の指示や処置（エピペン使用、心肺蘇生等）です。その他の教職員は、連絡で 119 番通報、教職員の招集、緊急連絡先への連絡（保護者・主治医等）また、準備・記録等で、緊急時マニュアル、学校生活管理指導表の準備、緊急時の薬やエピペン、A E D の準備、補助、経過の記録、周囲の児童生徒の管理、救急車の誘導です。

次に、24 ページの「評価と見直し」において、食物アレルギーの対応は、当該児童生徒等の状況の変化などに対応できるよう、P D C A サイクルを活用するなどして、適宜、対応委員会において「個別のプラン」を定期的に評価し、検討及び必要に応じて見直しや修正を行うとしています。

次に、25 ページから 29 ページの「事故及びヒヤリハット事例」では、本市や府内で報告のあった事故及びヒヤリハット事例を掲載しています。

次に、30 ページから 35 ページの「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」では、児童生徒の食物アレルギー症状が発生した際に適正な処置を実行するため、緊急時対応マニュアルを掲載しています。

| | |
|--------|---|
| | 最後に、36 ページから 51 ページの「Q & A」では、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の質疑応答集、様式集等を掲載しています。 |
| 吉村文一委員 | このガイドラインは、幼稚園、保育所等も対象とするのですか。 |
| 教育総務課長 | 市内の小中学校を対象としています。 |
| 吉村文一委員 | それであれば、幼稚園年長の保護者には周知しておいていただきたいと思います。 |
| 採決 | 可決 |

・報告第 1 号 令和 7 年度第 2 回社会教育委員会議事録について

| | |
|--------|---|
| 社会教育課長 | 報告第 1 号「令和 7 年度第 2 回社会教育委員会議事録について」報告します。 令和 8 年 2 月 12 日午後 1 時 30 分から子育てウェルカムステーションハグットにおいて、令和 7 年度第 2 回社会教育委員会議を開催しました。 案件としては、施設見学を行うとともに、ハグットの施設概要や利用状況について、指定管理者から説明を受け、委員から質疑をいただきました。その内容は、13 ページに記載のとおりとなっています。 |
| 山本教育長 | 報告があったものとして処理します。 |

・報告第 2 号 教育委員会の後援等に関する報告について

| | |
|--------|--|
| 教育総務課長 | 本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第 2 条第 1 項の規定に基づき処理したものについて、同条第 2 項の規定により、15 ページ記載の学校教育課 1 件、社会教育課 6 件、こども家庭課 1 件の合計 8 件の報告をするものです。 |
| 山本教育長 | 報告があったものとして処理します。 |

・報告第 3 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

| | |
|-------|---|
| 各所属長 | 令和 8 年 2 月 18 日から令和 8 年 3 月 10 日までの当委員会関係諸行事について説明。 |
| 山本教育長 | 報告があったものとして処理します。 |